1年間の活動休止に伴う主な留意点

1. 認定期間は全員1年間延長されています。お手元の認定証の認定期間が5年間の方は、プラス1年で考えて下さい。認定期間延長申請をされている方も同様、さらに1年間の延長がされています。
2. 2019年度の育成講習会の受講証明カードは、今年度(2021年度)の受験・更新まで有効です。
3. 認定制度の改正がありましたので、有資格者の方は今年度からスキルアップ研修会もしくは講演会を毎年受講頂ければ、更新する資格があります。今まで、更新単位を着実に取得していた方も移行措置によりお手元の受講証明カード(黄緑色)に10単位以上あれば、スキルアップ研修会もしくは講演会を受講しなくても更新資格があります。ただし、更新後はスキルアップ研修会もしくは講演会を毎年受講する必要があります。
4. 詳しくはリニューアルしたホームページをご覧下さい。